

## 小林市・高原町・野尻町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、小林市・高原町・野尻町合併協議会規約第17条第2項の規定に基づき、小林市・高原町・野尻町合併協議会（以下「協議会」という。）の会長、副会長及び委員（以下「協議会委員等」という。）の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

### (報酬の額)

第2条 協議会委員等の報酬は、終日又は午前中から午後にかけて、その職務に従事した場合は6,100円を支給することとし、午前又は午後のみその職務に従事した場合は、半日報酬額を支給する。ただし、小林市・高原町・野尻町（以下「1市2町」という。）の長及びその他の常勤職員については、これを支給しない。

### (費用弁償の額)

第3条 協議会委員等が、会議等に出席したときの費用弁償は、日額1,000円を支給する。ただし、1市2町の長及びその他の常勤職員については、これを支給しない。

2 協議会委員等が、協議会の職務を行うため、協議会の構成団体の区域外に出張したときは、会長の属する市町の非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例に定める旅費を費用弁償として支給する。

### (委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。